

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月21日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社メタルワン
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区芝3丁目23番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6400-2800
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 保前 英治
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社メタルワン (東京都港区芝3丁目23番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社メタルワンをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社エムオーテックをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注8) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社エムオーテック

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 公開買付けの概要

当社は、現在、対象者普通株式7,403,000株（対象者が平成24年11月14日に提出した第60期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（18,864,930株）から本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数（1,027,242株）を控除した株式数（17,837,688株）の41.50%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。

この度、当社は、平成24年12月20日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の発行済普通株式（当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とする（以下「本完全子会社化」といいます。）ことを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。当社は、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合であって、かつ本公開買付けに応募された対象者普通株式の総数が、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（18,864,930株）から本書提出日現在の当社が保有する対象者株式数（7,403,000株）及び本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数（1,027,242株）を控除した数に占める比率（以下「応募比率」といいます。）が2分の1以上（応募株式数にして5,217,344株以上）に達した場合には、本完全子会社化手続（後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義された意味を有するものとします。以下同じです。）の実施につき対象者の株主の皆様への十分な理解が得られたものと判断し、本完全子会社化手続を実施することを企図しております（詳細は、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。）。他方、応募比率が2分の1未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせることを予定しており、また、このような場合であって、かつ東京証券取引所の上場廃止基準に該当しないときには、対象者の普通株式は東京証券取引所に上場を維持することとなる予定です。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限及び上限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

対象者によって公表された平成24年12月20日付「株式会社メタルワンによる当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付け及び本完全子会社化（以下両者を併せて「本取引」といいます。）を通じて、対象者が当社と資本関係を強化することで、当社が中期経営計画の一環として当社グループ（当社及び当社の子会社をいいます。以下同じです。）において建材・冷鉄源事業を一元的に推進する体制としている中で、株式会社メタルワン建材（以下「メタルワン建材」といいます。）を含む当社グループとの関係をより緊密にすることにより、当社グループの一員として建材・冷鉄源事業及び重仮設事業の拡大を図り、対象者の企業価値を拡大することが可能となるとともに、本公開買付けにおける対象者普通株式の1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年12月20日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

また、上記取締役会には吉岡知之氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の監査役の吉岡知之氏は、当社の従業員を兼職しており、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

#### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社グループは、平成15年1月に三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）と日商岩井株式会社（現双日株式会社、以下現在の同社を「双日」といい、双日に商号変更前の日商岩井株式会社を「日商岩井」といいます。）の鉄鋼製品事業部門が事業統合して設立された鉄鋼総合商社であり、国内外に59の拠点と105社のグループ会社を有する鉄鋼流通のリーディングカンパニーとして、三菱商事及び双日のグローバルネットワークや総合力を活用し、国内外のお客様・お取引先の満足度向上を心掛け、最強のパートナーとなることを目指して、多種多様な業界のお客様・お取引先に対してサービスを提供しております。

対面する需要業界の中でも、国内向け鋼材需要への取り組みにおいて、当社グループは、建設業界を最重要分野の一つと位置付けており、東北・関東・中部・関西地区向けは当社の建材・冷鉄源分野の完全子会社であるメタルワン建材が、その他地区向けは当社の完全子会社である株式会社メタルワン北海道、株式会社メタルワン西日本、株式会社メタルワン四国及び株式会社メタルワン九州（以下「4国内地域法人」といいます。）が、各々、建設鋼材の主原料である鉄スクラップを鉄鋼メーカーに供給するとともに、製品を建設業者他のお客様に販売してきました。

当社グループ発足から平成20年までは、世界同時好況下の需要拡大を背景に当社の業績は好調に推移しましたが、その後、平成20年9月の米国サブプライム金融危機に端を発する世界同時不況と、その回復途上で平成23年に発生した東日本大震災やタイの洪水に加え、円高・原料高・お客様の生産の海外移転など鉄鋼業界を取り巻く構造変化が顕在化し、当社業績も大きな影響を受けることとなりました。

当社グループ発足10年目となる平成24年の世界経済は、欧州債務危機の再燃、米国経済の回復遅れ、中国の成長減速などで、依然として厳しい状況が続くものと予想されますが、当社は4月に「強靱な国内事業への再構築」、「海外事業の戦略的取組み」、「グループ経営の推進」、「人と資産を活かしきる」の4つの基本戦略より成る第四次中期経営計画を始動しました。

建設業界対応としては、中期経営計画の基本戦略である「強靱な国内事業への再構築」の大きな柱の一つとして、平成24年10月1日付で4国内地域法人の建材・冷鉄源事業をメタルワン建材に移管しました。これにより、統一した戦略の下に、メタルワン建材が国内の建材・冷鉄源事業を一元的に推進する体制となり、同社が従前から提供する建材及び冷鉄源の販売・在庫・加工・工事までの幅広い機能・サービスと、4国内地域法人から承継した地域ネットワークを加えて完成されるオールジャパンのネットワークで、全国のお客様・お取引先に対して一段と強化された機動力有る機能とサービスを提供することができるようになりました。

一方、対象者は、建設基礎工事用仮設材の賃貸及び販売を目的に昭和28年に啓東産業株式会社として設立され、昭和48年には日商岩井の子会社となり、昭和58年には日商岩井鉄鋼リース株式会社に商号を変更し、平成5年に東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。

その後、平成15年の当社設立に伴って日商岩井が保有する対象者株式が当社に移管され、対象者は当社の持分法適用関連会社となり、平成16年に現商号へ変更し、その後平成20年に日本鉄鋼建材リース株式会社を吸収合併し、現在に至っております。

対象者は、当社の主要な持分法適用関連会社である重仮設業者として、従来、メタルワン建材や4国内地域法人を含む当社グループから主に賃貸用鋼材を調達する等、当社グループ各社と連携の上、鋼矢板・H型鋼・鋼製山留・覆工板・トレンチシステム等の建設用機材の賃貸・販売・工事・整備加工・運送等を行っており、日本全国に営業拠点・工場を展開しております。また、平成23年には成長著しいベトナム市場への拠点展開も果たしております。

対象者の主要事業である重仮設業は、建設業界において、土木・建築の本設工事に先立つ工事として重要な役割を果たしており、鉄道・道路建設や河川整備・都市再開発などの社会基盤整備には不可欠な存在であるとともに、地震や大雨による災害復旧工事においても、先ず重仮設での緊急対応が必要とされており、社会的にも重要な役割を担っております。対象者は、約60年に亘るノウハウの蓄積に加え、多くの技術者・施工管理者・施工機械を全国に配しており、その技術力と施工能力を、お客様から高く評価されております。

しかしながら、国内建設投資（名目値）は平成4年度の84兆円をピークに減少しており、当社グループが発足した平成14年度には57兆円と10年間でピーク時の3分の2に減少し、平成24年度は45兆円と更に10年間で2割減少の見通しとなっています。このように、国内建設投資については、中長期的に更なる需要減少と競争激化の可能性が想定されています。

また、対象者が属する重仮設市場も国内建設投資の減少に伴い縮小しており、建設業者の受注競争激化に起因する価格低下圧力が加わり、重仮設リース受注額は建設投資の減少率以上に下落しています。当面は東日本大震災の復興需要が見込めるものの、その後は量的な拡大は期待できず、対象者も、同業他社との厳しい受注競争が続くものと予想しております。

対象者は、国内建設投資及び重仮設市場を取り巻くこのような厳しい受注環境を踏まえ、営業活動強化に加えて、不稼働拠点売却・賃貸用資産圧縮・有利子負債削減等のコスト削減を実施してまいりましたが、対象者単独での収益改善策には限界があり、この難局を打開するためには、メタルワン建材を含む当社グループとより一層協業し、一体となって競争力を強化していくことが必要と考えるに至りました。

こうした状況の中、当社と対象者は、両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、両社がより強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断した上で、当社による対象者の経営への関与を更に強めることにより、当社が経営責任を負うことをより明確にした事業体制への転換を図り、戦略を共有し、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速に構築することが必要であるとの認識に至りました。

そこで、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることについて平成24年8月に対象者に打診を行い、平成24年9月に正式に提案をいたしました。同9月以降、当社及び対象者双方においてそれぞれの専門家も交え慎重に協議、交渉及び検討を更に重ね、本完全子会社化により、対象者への一定数の取締役の派遣等を通じ、当社グループと一体としての意思決定を迅速化するとともに、当社グループ及び対象者の既存顧客基盤や加工・物流拠点網を相互活用し、対象者の重仮設分野から当社グループの建材販売分野までを一貫して取り扱うことによる顧客の利便性向上により取引拡大を図り、グループ・シナジーの最大化を実現することが、対象者の企業価値の拡大のみならず当社グループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。

そして、当社は、平成24年12月20日開催の取締役会において、当社による対象者の完全子会社化の推進に向けて、本公開買付けの開始を決議しました。

#### 本公開買付け後の経営方針

前述のとおり、当社グループとしての更なる企業価値向上を達成するために、当社は、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合であって、かつ応募比率が2分の1以上に達した場合には、本完全子会社化手続（詳細は、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。）の実行を対象者に要請し、かかる本完全子会社化手続を経て、対象者を当社の完全子会社とすることを予定しております。本完全子会社化後の経営方針は以下のとおりです（なお、当社は、本公開買付けにおいて、応募比率が2分の1以上となる見通しをもっておりますので、応募比率が2分の1未満であった場合の対応については、現時点で具体的に決定している事項はありません）。

現在、当社は対象者に社外監査役1名を派遣しております。完全子会社とした後は、当社から対象者に一定数の取締役を派遣する予定ですが、具体的な経営体制については、今後、対象者と十分に協議のうえ決めていく予定です。当社は対象者の自主性・独立性を尊重し、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、対象者の事業の強化を図っていきます。なお、当社グループ及び対象者は、主に建材・冷鉄源事業及び重仮設事業において、以下の施策を実施することを通じて、両社の企業価値の向上を図ることを検討しております。

- ( ) 人材の有効活用
- ( ) 工事機能の有効活用
- ( ) 拠点・在庫の有効活用
- ( ) 上場コストの削減
- ( ) キャッシュマネジメントシステムの有効活用による資金の最適配分
- ( ) 海外展開（ベトナム）での協業

なお、対象者が公表した平成24年12月20日付「平成25年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立し、かつ応募比率が2分の1以上（応募株式数にして5,217,344株以上）に達することを条件に、平成25年3月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

### (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本書提出日現在において、対象者を持分法適用関連会社としており、また、対象者に社外監査役1名を派遣しています。このような状況を踏まえ、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

#### 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年12月20日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析 174円から179円

類似会社比較分析 106円から159円

DCF分析 151円から306円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年12月19日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値179円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値174円及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値179円を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を174円から179円と分析しております。

次に類似会社比較分析では、当該分析の目的上、対象者と比較的類似と考えられる事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較、分析を通じて、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を106円から159円と分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、当社と対象者で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を151円から306円と分析しております。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の概ね過去5年間の市場価格の推移、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年12月20日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり265円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり265円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年12月19日の対象者普通株式の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値191円に対して38.7%（小数点以下第二位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、過去1週間（平成24年12月13日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値186円に対して42.5%、過去1ヶ月間（平成24年11月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値179円に対して48.0%、過去3ヶ月間（平成24年9月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値174円に対して52.3%、過去6ヶ月間（平成24年6月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値179円に対して48.0%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付け価格である1株当たり265円は、本書提出日の前営業日である平成24年12月20日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値の197円に対して34.5%のプレミアムを加えた金額となります。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年12月20日付でトーマツより、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、トーマツから、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

トーマツは、株式価値算定書において、市場株価平均法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値を算定しており、上記各手法に基づいて算定された、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 174円から191円

DCF法 160円から280円

市場株価平均法では、平成24年12月19日を算定基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値191円、直近1ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値179円、直近3ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値174円、及び直近6ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値179円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を174円から191円までと分析したとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成25年3月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を160円から280円までと分析したとのことです。

なお、トーマツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）を選任し、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

#### 対象者のプロジェクトチームによる検討・協議・交渉等

対象者によれば、対象者は、上記のとおり、当社が、本書提出日現在において、対象者を持分法適用関連会社としており、また、対象者に社外監査役1名を派遣していることに鑑み、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除し、利益相反のおそれを回避しつつ、徹底した情報管理の下で機動的に本取引の検討を進めることを目的として、対象者の代表取締役社長である鈴木徹男氏、並びに対象者の取締役である齊藤正男氏、谷口孝夫氏及び山村雅裕氏で構成されるプロジェクトチーム（以下「対象者プロジェクトチーム」といいます。）を設置することとし、対象者プロジェクトチームにおいて、対象者の企業価値については株主共同の利益の観点から、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツ及びリーガル・アドバイザーであるTMIから助言等を受けながら、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性及び本取引の一連の手の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、当社との間で本取引に関する協議及び交渉を行ったとのことです。

### 対象者における第三者委員会の設置

対象者によれば、平成24年10月9日、対象者プロジェクトチームは、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主（以下「少数株主等」といいます。）にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社及び対象者取締役会からの独立性が高い対象者社外監査役である西吉健夫氏並びに外部有識者である太田大三氏（弁護士、丸の内総合法律事務所）、西田誠氏（公認会計士、税理士、ネクストウィル・コンサルティング株式会社代表取締役）の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)を前提に本取引が対象者の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を対象者プロジェクトチームに提出することを委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成24年10月9日より同年12月18日まで合計5回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者プロジェクトチーム及び対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツから、当社の提案内容、トーマツの当社及び対象者からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに、対象者のリーガル・アドバイザーであるTMIから上記について法的側面からの説明を受けた上で、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、トーマツが作成した株式価値算定書を参考にするとともに、トーマツから、株式価値算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TMIから、本取引に係る手の公正性等について助言を得たとのことです。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)本公開買付けを含む本取引の意義及び目的に係る対象者プロジェクトチームによる説明には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められること、(イ)本取引における対象者取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が実施されていること、及び(ウ)本公開買付け後において応募比率が2分の1以上（応募株式数にして5,217,344株以上）に達することを条件に予定されている二段階買収において、対象者の各株主様に対して交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成24年12月18日に、対象者プロジェクトチームに対し、(a)本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者は、トーマツから取得した株式価値算定書、TMIから得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを通じて、対象者が当社と資本関係を強化することで、当社が中期経営計画の一環として当社グループにおいて建材・冷鉄源事業を一元的に推進する体制としている中で、メタルワン建材を含む当社グループとの関係をより緊密にすることにより、当社グループの一員として建材・冷鉄源事業及び重仮設事業の拡大を図り、対象者の企業価値を拡大することが可能となるとともに、本公開買付け及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年12月20日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

また、上記取締役会には吉岡知之氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の監査役の吉岡知之氏は、当社の従業員を兼職しており、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

### 本公開買付け価格の適正性その他本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。本公開買付け期間を比較的長期間である32営業日に設定することにより、対象者の普通株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他

の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っており、本公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、前記「(1) 公開買付けの概要」及び「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針です。本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、応募比率が2分の1以上（応募株式数にして5,217,344株以上）に達することを条件に、以下の一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により、当社を除く対象者の株主（対象者を除きます。）に対して対象者の株式を売却する機会を提供しつつ、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、対象者の定款の一部を変更して、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できるようにすることで、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び対象者の当該株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付すること、並びに上記乃至を付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において、上記の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記の定款の一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は対象者に対し、本臨時株主総会と同日に、上記の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）の皆様には、当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本公開買付けにおける本公開買付価格に当該株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社が対象者の発行済普通株式の全てを保有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。

当社は、本完全子会社化手続を実施する場合、平成25年5月又は6月頃までに本完全子会社化手続を完了することを企図しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められ、また、(b)上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、当社は、本完全子会社化手続が、対象者の株主の皆様を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保する観点から、本公開買付けにおける応募比率が2分の1以上（応募株式数にして5,217,344株以上）に達した場合には、本完全子会社化手続の実施につき対象者の株主の皆様との十分な理解が得られたものと判断し、本完全子会社化手続を実施いたしますが、応募比率が2分の1未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせることを企図しております。

また、応募比率が2分の1以上に達した場合であっても、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の当社の株式の保有状況及び当社以外の対象者の株主の皆様による対象者の株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者以外の対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付け価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

本公開買付けにおいて応募比率が2分の1未満となった場合においては、本公開買付けは実施されるものの、本完全子会社化手続は実施されず、対象者は東京証券取引所に上場を維持することになる予定です。この場合における対象者普通株式の追加取得の予定につきましては、現在決定している事項はありません。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後応募比率が2分の1以上に達したことにより前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続を実行する場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。これに対し、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当せず、かつ、応募比率が2分の1未満となったことにより当社が本完全子会社化手続の実施を見合わせた場合、対象者の普通株式は東京証券取引所に上場を維持することとなる予定です。

なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われない予定であります。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年12月21日（金曜日）から平成25年2月13日（水曜日）まで（32営業日）
公告日	平成24年12月21日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金265円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値の分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。</p> <p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年12月20日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価分析 174円から179円 類似会社比較分析 106円から159円 DCF分析 151円から306円</p> <p>まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年12月19日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値179円、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値174円及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値179円を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を174円から179円と分析しております。</p> <p>次に類似会社比較分析では、当該分析の目的上、対象者と比較的類似と考えられる事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較、分析を通じて、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を106円から159円と分析しております。</p>

<p>算定の基礎</p>	<p>DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、当社と対象者で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を151円から306円と分析しております。</p> <p>当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の概ね過去5年間の市場価格の推移、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年12月20日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり265円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり265円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年12月19日の対象者普通株式の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値191円に対して38.7%、過去1週間（平成24年12月13日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値186円に対して42.5%、過去1ヶ月間（平成24年11月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値179円に対して48.0%、過去3ヶ月間（平成24年9月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値174円に対して52.3%、過去6ヶ月間（平成24年6月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値179円に対して48.0%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格である1株当たり265円は、本書提出日の前営業日である平成24年12月20日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値の197円に対して34.5%のプレミアムを加えた金額となります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>対象者は、当社の主要な持分法適用関連会社である重仮設業者として、従来、メタルワン建材や4国内地域法人を含む当社グループから主に賃貸用鋼材を調達する等、当社グループ各社と連携の上、鋼矢板・H型鋼・鋼製山留・覆工板・トレンチシステム等の建設用機材の賃貸・販売・工事・整備加工・運送等を行っており、日本全国に営業拠点・工場を展開しております。また、平成23年には成長著しいベトナム市場への拠点展開も果たしております。</p> <p>対象者の主要事業である重仮設業は、建設業界において、土木・建築の本設工事に先立つ工事として重要な役割を果たしており、鉄道・道路建設や河川整備・都市再開発などの社会基盤整備には不可欠な存在であるとともに、地震や大雨による災害復旧工事においても、先ず重仮設での緊急対応が必要とされており、社会的にも重要な役割を担っております。対象者は、約60年に亘るノウハウの蓄積に加え、多くの技術者・施工管理者・施工機械を全国に配しており、その技術力と施工能力を、お客様から高く評価されております。</p> <p>しかしながら、国内建設投資（名目値）は平成4年度の84兆円をピークに減少しており、当社グループが発足した平成14年度には57兆円と10年間でピーク時の3分の2に減少し、平成24年度は45兆円と更に10年間で2割減少する見通しとなっています。このように、国内建設投資については、中長期的に更なる需要減少と競争激化の可能性が想定されています。</p> <p>また、対象者が属する重仮設市場も国内建設投資の減少に伴い縮小しており、建設業者の受注競争激化に起因する価格低下圧力が加わり、重仮設リース受注額は建設投資の減少率以上に下落しています。当面は東日本大震災の復興需要が見込めるものの、その後は量的な拡大は期待できず、対象者も、同業他社との厳しい受注競争が続くものと予想しております。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>対象者は、国内建設投資及び重仮設市場を取り巻くこのような厳しい受注環境を踏まえ、営業活動強化に加えて、不稼働拠点売却・賃貸用資産圧縮・有利子負債削減等のコスト削減を実施してまいりましたが、対象者単独での収益改善策には限界があり、この難局を打開するためには、メタルワン建材を含む当社グループとより一層協業し、一体となって競争力を強化していくことが必要と考えるに至りました。</p> <p>こうした状況の中、当社と対象者は、両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、両社がより強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断した上で、当社による対象者の経営への関与を更に強めることにより、当社が経営責任を負うことをより明確にした事業体制への転換を図り、戦略を共有し、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速に構築することが必要であるとの認識に至りました。</p> <p>そこで、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることについて平成24年8月に対象者に打診を行い、平成24年9月に正式に提案をいたしました。同9月以降、当社及び対象者双方においてそれぞれの専門家も交え慎重に協議、交渉及び検討を更に重ね、本完全子会社化により、対象者への一定数の取締役の派遣等を通じ、当社グループと一体としての意思決定を迅速化するとともに、当社グループ及び対象者の既存顧客基盤や加工・物流拠点網を相互活用し、対象者の重仮設分野から当社グループの建材販売分野までを一貫して取り扱うことによる顧客の利便性向上により取引拡大を図り、グループ・シナジーの最大化を実現することが、対象者の企業価値の拡大のみならず当社グループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。</p> <p>そして、当社は、平成24年12月20日開催の取締役会において、当社による対象者の完全子会社化の推進に向けて、本公開買付けの開始を決議しました。</p> <p><b>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</b></p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値の分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。</p> <p><b>当該意見の概要</b></p> <p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年12月20日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。上記各手法において分析された対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価分析 174円から179円 類似会社比較分析 106円から159円 DCF分析 151円から306円</p>
--------------	---

<p>算定の経緯</p>	<p>当該意見を踏まえた買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の概ね過去5年間の市場価格の推移、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年12月20日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり265円と決定いたしました。</p> <p>(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>当社は、本書提出日現在において、対象者を持分法適用関連会社としており、また、対象者に社外監査役1名を派遣しています。このような状況を踏まえ、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。</p> <p>独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値の分析を依頼しました(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。)。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年12月20日に株式価値算定書を取得いたしました(なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。上記各手法において分析された対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価分析 174円から179円 類似会社比較分析 106円から159円 DCF分析 151円から306円</p> <p>まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年12月19日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値179円、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値174円及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値179円を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を174円から179円と分析しております。</p> <p>次に類似会社比較分析では、当該分析の目的上、対象者と比較的類似と考えられる事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較、分析を通じて、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を106円から159円と分析しております。</p> <p>DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、当社と対象者で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を151円から306円と分析しております。</p>
--------------	--

<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の概ね過去5年間の市場価格の推移、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年12月20日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり265円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり265円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年12月19日の対象者普通株式の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値191円に対して38.7%、過去1週間（平成24年12月13日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値186円に対して42.5%、過去1ヶ月間（平成24年11月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値179円に対して48.0%、過去3ヶ月間（平成24年9月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値174円に対して52.3%、過去6ヶ月間（平成24年6月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値179円に対して48.0%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格である1株当たり265円は、本書提出日の前営業日である平成24年12月20日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値の197円に対して34.5%のプレミアムを加えた金額となります。</p> <p>対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年12月20日付でトーマツより、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、トーマツから、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。トーマツは、株式価値算定書において、市場株価平均法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値を算定しており、上記各手法に基づいて算定された、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。</p> <p>市場株価平均法 174円から191円 DCF法 160円から280円</p> <p>市場株価平均法では、平成24年12月19日を算定基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値191円、直近1ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値179円、直近3ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値174円、及び直近6ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値179円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を174円から191円までと分析したとのことです。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成25年3月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を160円から280円までと分析したとのことです。</p> <p>なお、トーマツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。</p>
--------------	---

<p>算定の経緯</p>	<p>対象者における独立した法律事務所からの助言</p> <p>対象者によれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMIを選任し、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。</p> <p>対象者のプロジェクトチームによる検討・協議・交渉等</p> <p>対象者によれば、対象者は、上記のとおり、当社が、本書提出日現在において、対象者を持分法適用関連会社としており、また、対象者に社外監査役1名を派遣していることに鑑み、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除し、利益相反のおそれを回避しつつ、徹底した情報管理の下で機動的に本取引の検討を進めることを目的として、対象者の代表取締役社長である鈴木徹男氏、並びに対象者の取締役である齊藤正男氏、谷口孝夫氏及び山村雅裕氏で構成される対象者プロジェクトチームを設置することとし、対象者プロジェクトチームにおいて、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツ及びリーガル・アドバイザーであるTMIから助言等を受けながら、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性及び本取引の一連の手の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、当社との間で本取引に関する協議及び交渉を行ったとのことです。</p> <p>対象者における第三者委員会の設置</p> <p>対象者によれば、平成24年10月9日、対象者プロジェクトチームは、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主等にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社及び対象者取締役会からの独立性が高い対象者社外監査役である西吉健夫氏並びに外部有識者である太田大三氏（弁護士、丸の内総合法律事務所）、西田誠氏（公認会計士、税理士、ネクストウィル・コンサルティング株式会社代表取締役）の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)を前提に本取引が対象者の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を対象者プロジェクトチームに提出することを委嘱したとのことです。</p> <p>第三者委員会は、平成24年10月9日より同年12月18日まで合計5回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者プロジェクトチーム及び対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツから、当社の提案内容、トーマツの当社及び対象者からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに、対象者のリーガル・アドバイザーであるTMIから上記について法的側面からの説明を受けた上で、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、トーマツが作成した株式価値算定書を参考にするとともに、トーマツから、株式価値算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TMIから、本取引に係る手の公正性等について助言を得たとのことです。</p>
--------------	---

<p>算定の経緯</p>	<p>第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)本公開買付けを含む本取引の意義及び目的に係る対象者プロジェクトチームによる説明には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められること、(イ)本取引における対象者取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が実施されていること、及び(ウ)本公開買付け後において応募比率が2分の1以上(応募株式数にして5,217,344株以上)に達することを条件に予定されている二段階買収において、対象者の各株主様に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成24年12月18日に、対象者プロジェクトチームに対し、(a)本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出したとのことです。</p> <p>対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認</p> <p>対象者によれば、対象者は、トーマツから取得した株式価値算定書、TMIから得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを通じて、対象者が当社と資本関係を強化することで、当社が中期経営計画の一環として当社グループにおいて建材・冷鉄源事業を一元的に推進する体制としている中で、メタルワン建材を含む当社グループとの関係をより緊密にすることにより、当社グループの一員として建材・冷鉄源事業及び重仮設事業の拡大を図り、対象者の企業価値を拡大することが可能となるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年12月20日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。</p> <p>また、上記取締役会には吉岡知之氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。</p> <p>なお、対象者の監査役の吉岡知之氏は、当社の従業員を兼職しており、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。</p>
--------------	---

算定の経緯	<p>本公開買付価格の適正性その他本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。本公開買付期間を比較的長期間である32営業日に設定することにより、対象者の普通株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。</p> <p>また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておりません。本公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p>
-------	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,434,688 (株)	- (株)	- (株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、対象者が平成24年11月14日に提出した第60期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(18,864,930株)から本書提出日現在において当社が保有する対象者株式(7,403,000株)及び上記四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が保有する自己株式(1,027,242株)を控除した株式数です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	10,434
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月21日現在)(個)(d)	7,403
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月21日現在)(個)(g)	82
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	17,741
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	58.50
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(10,434,688株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月21日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含み、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項1号に基づき特別関係者から除外されるもの(以下「小規模所有者」といいます。)、及び特別関係者である対象者が保有する自己株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月21日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年11月14日に提出した第60期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者の単元未満株式(ただし、当社が保有する単元未満株式、対象者が保有する単元未満株式たる自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(18,864,930株)から上記四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(1,027,242株)を控除した株式数(17,837,688株)に係る議決権の数(17,837個)を「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。

公開買付者は、平成24年12月7日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。そして、平成24年12月18日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知書を受領しており、措置期間は、平成24年12月18日をもって終了しております。なお、当社は、本株式取得について、30日の取得禁止期間を11日に短縮する旨の平成24年12月18日付の取得禁止期間の短縮の通知書を受領したため、平成24年12月18日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。

### (3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成24年12月18日（排除措置命令を行わない旨の通知書及び取得禁止期間の短縮の通知書を受領したことによる）

許可等の番号 公経企第733号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）  
公経企第734号（取得禁止期間の短縮の通知書の番号）

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、本公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人

を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要になります。

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・・・・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・・・・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2）日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、本公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。ただし、送付の場合は、解除書面が本公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

## 8【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,765,192,320
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	45,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,815,192,320

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(10,434,688株)に本公開買付価格(1株当たり265円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	2,900,000
計(a)	2,900,000

#### 【届出日前の借入金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

##### ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,900,000千円 ( (a) + (b) + (c) + (d) )

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(2) 【決済の開始日】

平成25年2月20日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

本公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。公開買付者は応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定めるイからリまでに掲げる事実と準ずる事実とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、本公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、本公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、本公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

##### 【創立の経緯】

バブル崩壊後の1990年代は需要減少と世界的な競争激化により、日本の粗鋼生産も低迷を続けました。2000年代に入ると、グローバルレベルでの生き残りをかけた鉄鋼業界の再編・統合が進行し、鉄鋼流通もサバイバルへの変革を迫られました。現状の枠組みのままでは立ち行かないとの強い危機感の下、三菱商事株式会社と日商岩井株式会社（現双日株式会社）の鉄鋼製品事業部門は、分離・統合による大きなプラットフォームと体質・機能の強化が不可欠と判断し、平成15年1月に新会社「株式会社メタルワン」を設立致しました。

##### 【沿革】

平成15年1月：株式会社メタルワン設立

平成15年4月：第一次中期経営計画を発表

平成16年1月：日商岩井金属販売と日商岩井鉄鋼製品販売を統合して、メタルワン鉄鋼製品販売を設立

平成16年4月：日商岩井鉄鋼建材とエムシー・メタルテックを統合して、メタルワン建材を設立

平成17年1月：5営業本部制を導入

平成17年7月：アサヒスチール、エムシーメタルワークス、菱洋スチールセンターを統合して、メタルワン特殊鋼を設立

平成18年2月：経営管理本部を新設

平成18年4月：第二次中期経営計画（2006～2008年度）を発表

平成19年1月：企業理念を発表

平成19年1月：アサヒコンテナーとモストを統合して、メタルワンぶりき・容器を設立

平成19年6月：フジサステックとメタルワン建材関西支社のステンレススクラップ事業を統合して、メタルワンステンレス原料を設立

平成19年7月：エネルギー産業本部を新設し、6営業本部へ

平成20年1月：スズフジ・スチールサービスとアサミスチールを統合してメタルワン・スチールサービスを設立

平成20年4月：メタルワンの特殊鋼部門と株式会社メタルワン特殊鋼を統合

平成20年4月：メタルワンフォーラムを開設

平成21年10月：5営業本部へ再編

平成21年10月：メタルワンぶりき・容器とつくばブリキコイルセンターを統合してMOBYを設立

平成21年12月：ブラジルのSOLUTIONS USIMINASへの事業参画

平成22年6月：第三次中期経営計画（2009～2011年度）を発表

平成22年11月：メタルワン・サービスセンター・ホールディングス（MOSH D）を設立

平成23年4月：メタルワンの東京、大阪、名古屋の鋼管営業拠点とオトフジを統合してメタルワン鋼管を設立

平成23年4月：4営業本部へ再編

平成24年5月：第四次中期経営計画（2012～2014年度）を発表

平成24年10月：国内地域法人であるメタルワン北海道、メタルワン西日本、メタルワン四国、メタルワン九州の建材・冷鉄源事業の移管により、メタルワン建材は国内の建材・冷鉄源事業を一元的に全国展開

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

当社は、以下の事業を営むことを目的とする。

1. 条鋼・鋼板・鋼管等の鉄鋼製品の製造業、加工業、輸出入及び販売業
2. 鉄鋼製品の半製品（ピレット・ブルーム・スラブ等）の製造業、加工業、輸出入及び販売業
3. 建設の設計及び建築工事の施工・監理
4. 鉄筋コンクリート製品等の製作及びこれに関連する土木建築の施工請負
5. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業
6. 海上運送業、陸上運送業、航空運送業、貨物運送取扱業、港湾運送業、通関業及び倉庫業
7. 有価証券の売買・運用、金銭の貸付け、債権の売買、債務の保証・引受け、為替取引及びこれら金融取引に関する抵当権・質権等担保権の対象不動産及び動産の保有・管理並びにその他金融業
8. 前各号に関連する
  - ) 調査、開発及びコンサルティング業
  - ) 指導・養成に関する事業
  - ) 代理、仲立及び問屋業
9. 売買及び輸出入業、代理業、仲立業、問屋業、加工及び加工請負業、建設工事及び据付工事の請負業、不動産・動産の賃貸借業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配すること
10. 金属くずの加工業、輸出入業、販売業
11. 古物売買業
12. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(事業の内容)

メタルワンは需要分野を軸とした4営業本部制により市場起点型での取り組みと商社機能を一段と強化することでお客様の様々なニーズや環境変化にマッチした形でお応えしながら最適、合理的、安定的な鉄鋼製品の供給と生産・加工・物流などの機能・サービスの提供を行います。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年12月21日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100,000,000,000円	2,000千株

【大株主】

平成24年12月21日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	1,200	60.00
双日株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番1号	800	40.00
計		2,000	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年12月21日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役社長執行役員 兼 CEO		松岡 直人	昭和24年 4月20日	昭和47年 4月 平成15年 1月 平成16年 4月 平成19年 1月 平成20年 4月 平成21年 4月	三菱商事株式会社入社 株式会社メタルワン入社 条鋼建 材第一部長 株式会社メタルワン建材(出 向) 代表取締役社長 株式会社メタルワン 常務執行役 員 厚板・鋼管・建材本部長 同社 専務執行役員 営業管掌 兼 厚板・鋼管・建材本部長 同社 代表取締役社長執行役員 兼 CEO	-
代表取締役副 社長執行役員	社長補佐、コー ポレート管掌 (グループ経 営推進)	四戸 良治	昭和25年11月20日	昭和49年 4月 平成15年 1月 平成17年 1月 平成19年 1月 平成21年10月 平成23年 4月 平成24年 4月	日商岩井株式会社入社 株式会社メタルワン入社 線材・ 特殊鋼部長 Metal One (Thailand) Co.,Ltd. (出向) Director 兼 メタルワ ンアジアCRO 株式会社メタルワン 執行役員 線材・特殊鋼本部長 同社 執行役員 線材特殊鋼・ス テンレス本部長 兼 コーポレー ト担当(環境・新エネルギー開 発) 同社 代表取締役副社長執行役員 社長補佐、コーポレート管掌 (環境・新エネルギー開発、グ ループ経営推進担当) 同社 代表取締役副社長執行役員 社長補佐、コーポレート管掌 (グループ経営推進)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
副社長執行役員	社長補佐、コーポレート管掌 (経営企画、人事、総務、総合リスク管理)	木庭 照光	昭和26年5月15日	昭和49年4月 平成15年1月  平成17年1月 平成18年1月 平成19年1月  平成20年4月 平成21年4月 平成21年10月  平成23年4月  平成24年4月	三菱商事株式会社入社 株式会社メタルワン入社 鉄鋼国際部長 同社 国際本部長 同社 執行役員 国際本部長 同社 執行役員 コーポレート担当役員 同社 常務執行役員 コーポレート管掌 同社 常務執行役員 コーポレート管掌 兼 事業開発部長 同社 常務執行役員 営業管掌 (海外営業本部、経営企画[営業戦略]) 同社 副社長執行役員 社長補佐(特命担当)、コーポレート管掌(人事総務、経営企画) 同社 副社長執行役員 社長補佐、コーポレート管掌(経営企画、人事総務、総合リスク管理)	-
取締役 (非常勤)		中原 秀人	昭和25年11月17日	昭和48年4月 平成16年4月  平成18年4月 平成19年4月 平成21年6月 平成22年4月  平成23年4月 平成23年6月	三菱商事株式会社入社 執行役員、欧州支社長 兼 欧州三菱商事会社社長 兼 英国三菱商事会社社長 中国総代表 兼 三菱商事(中国)有限公司社長 常務執行役員、中国総代表 兼 三菱商事(中国)有限公司社長 取締役 兼 常務執行役員 株式会社メタルワン 取締役(非常勤)就任 取締役 兼 副社長執行役員 代表取締役 兼 副社長執行役員	-
取締役 (非常勤)		衣川 潤	昭和26年4月7日	昭和50年4月 平成17年4月 平成20年4月  平成21年4月 平成21年4月	三菱商事株式会社入社 執行役員、鉄鋼原料本部長 常務執行役員、金属グループCEO 兼 鉄鋼原料本部長 金属グループCEO 株式会社メタルワン 取締役(非常勤)就任	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
取締役 (非常勤)		込山 雅弘	昭和27年5月11日	昭和50年4月 平成17年10月  平成18年4月  平成20年4月  平成21年4月 平成23年4月  平成24年4月 平成24年4月	日商岩井株式会社入社 双日ホールディングス株式会社 と双日株式会社合併により双日 株式会社に商号変更、石炭部長 執行役員 エネルギー・金属資 源部門長補佐 兼 金属資源事業 本部長 常務執行役員 兼 鉄鋼事業本部 長 経営企画部、I R 部担当 米州総支配人 兼 双日米国会社 社長 兼 双日カナダ会社社長 エネルギー・金属部門長 株式会社メタルワン 取締役 (非常勤) 就任	-
監査役		安井 輝彦	昭和30年8月10日	昭和54年4月 平成20年7月 平成23年6月	三菱商事株式会社入社 伯国三菱商事株式会社 C F O 株式会社メタルワン出向、監査 役	-
監査役 (非常勤)		桑田 博	昭和31年12月3日	昭和55年4月 平成22年6月 平成22年6月	三菱商事株式会社入社 金属グループ管理部長 株式会社メタルワン 監査役 (非常勤) 就任	-
監査役 (非常勤)		真鍋 佳樹	昭和38年6月6日	昭和61年4月 平成16年11月 平成19年12月  平成20年6月  平成24年4月	日商岩井株式会社 双日米国会社出向 双日シェアードサービス株式会 社出向、経理サービス第二部長 株式会社メタルワン 監査役 (非常勤) 就任 双日株式会社 エネルギー・金 属部門 コントローラー室長	-
監査役 (非常勤)		高濱 悟	昭和35年4月2日	昭和58年4月 平成23年4月  平成24年4月  平成24年4月	ニチメン株式会社入社 双日エネルギー株式会社 専務 取締役 双日株式会社 エネルギー・金 属部門 企画業務室長 株式会社メタルワン 監査役 (非常勤) 就任	-

(2) 【経理の状況】

公開買付者の第9期事業年度に関する財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

公開買付者の第9期事業年度に関する財務諸表は、法第193条の2第1項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明を受けておりません。なお、会社法第436条第2項の規定に基づき、第9期事業年度の計算書類及びその附属明細書についてはトーマツにより監査を受けております。

なお、金額欄の数字は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【貸借対照表】

(単位：百万円)

第9期事業年度  
(平成24年3月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	8,413
受取手形	48,454
売掛金	274,888
商品	15,707
繰延税金資産	1,519
短期貸付金	59,458
未収入金	5,429
その他	9,884
貸倒引当金	4,344
流動資産合計	419,412

固定資産

有形固定資産

建物（純額）	2 596
構築物（純額）	2 30
機械及び装置（純額）	2 40
車両運搬具（純額）	2 9
工具、器具及び備品（純額）	2 118
土地	2,166
建設仮勘定	5
有形固定資産合計	2,965

無形固定資産

商標権	38
ソフトウェア	3,676
その他	864
無形固定資産合計	4,579

(単位：百万円)

第9期事業年度  
(平成24年3月31日)

投資その他の資産	
投資有価証券	67,829
関係会社株式	1 83,444
出資金	1,731
関係会社出資金	17,811
長期貸付金	200
破産更生債権等	4,989
長期前払費用	221
その他	1,974
貸倒引当金	4,202
投資その他の資産合計	174,001
固定資産合計	181,546
資産合計	600,959
負債の部	
流動負債	
支払手形	17,969
買掛金	144,118
短期借入金	136,900
1年内返済予定長期借入金	15,318
未払金	5,064
未払費用	326
前受金	184
預り金	14,339
その他	2,178
流動負債合計	336,400
固定負債	
長期借入金	73,955
繰延税金負債	3,714
その他	1,149
固定負債合計	78,818
負債合計	415,218

(単位：百万円)

第9期事業年度  
(平成24年3月31日)

純資産の部

株主資本

資本金 100,000

資本剰余金

資本準備金 50,000

資本剰余金合計 50,000

利益剰余金

その他利益剰余金 25,202

繰越利益剰余金 25,202

利益剰余金合計 25,202

株主資本合計

175,202

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 11,038

繰延ヘッジ損益 500

評価・換算差額等合計 10,537

純資産合計

185,740

負債純資産合計

600,959

【損益計算書】

(単位：百万円)

第9期事業年度  
(自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日)

売上高	1,320,174
売上原価	
商品期首たな卸高	18,718
当期商品仕入高	1,287,040
合計	1,305,758
商品期末たな卸高	15,707
商品売上原価	1,290,051
売上原価合計	1,290,051
売上総利益	30,123
販売費及び一般管理費	
給料手当	9,264
賞与引当金繰入額	693
退職給付引当金繰入額	559
法定福利費	2,025
賃借料	1,166
事務所ほか設備費	394
旅費交通費	1,700
通信費	1,169
業務委託費	4,395
租税公課	407
貸倒引当金繰入額	231
減価償却費	1,613
その他	1,403
販売費及び一般管理費合計	25,025
営業利益	5,098
営業外収益	
受取利息	843
受取配当金	12,097
その他	298
営業外収益合計	13,239

(単位：百万円)

第9期事業年度  
(自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日)

営業外費用	
支払利息	1,121
債権売却損	311
為替差損	304
その他	168
営業外費用合計	1,906
経常利益	16,431
特別利益	
投資有価証券売却益	1,302
関係会社清算益	2,019
その他	13
特別利益合計	3,335
特別損失	
投資有価証券評価損	869
投資有価証券売却損	1,056
その他	33
特別損失合計	1,958
税引前当期純利益	17,807
法人税、住民税及び事業税	615
法人税等調整額	2,353
法人税等合計	2,968
当期純利益	14,838

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

第9期事業年度  
(自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日)

株主資本

資本金

当期首残高	100,000
当期変動額	-
当期末残高	100,000

資本剰余金

資本準備金

当期首残高	50,000
当期変動額	-
当期末残高	50,000

利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高	19,951
当期変動額	
剰余金の配当	9,400
当期純利益	14,838
会社分割による減少	187
当期変動額合計	5,251
当期末残高	25,202

株主資本合計

当期首残高	169,951
当期変動額	
剰余金の配当	9,400
当期純利益	14,838
会社分割による減少	187
当期変動額合計	5,251
当期末残高	175,202

(単位：百万円)

第9期事業年度  
(自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

当期首残高 15,911

当期変動額

株主資本以外の項目の当期変動額（純額） 4,873

当期変動額合計 4,873

当期末残高 11,038

繰延ヘッジ損益

当期首残高 -

当期変動額

株主資本以外の項目の当期変動額（純額） 500

当期変動額合計 500

当期末残高 500

評価・換算差額等合計

当期首残高 15,911

当期変動額

株主資本以外の項目の当期変動額（純額） 5,373

当期変動額合計 5,373

当期末残高 10,537

純資産合計

当期首残高 185,862

当期変動額

剰余金の配当 9,400

当期純利益 14,838

会社分割による減少 187

株主資本以外の項目の当期変動額（純額） 5,373

当期変動額合計 122

当期末残高 185,740

## 【重要な会計方針】

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、その他有価証券で時価のないものについては移動平均法による原価法を採用しております。

### 2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### 3．たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）を採用しております。

### 4．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置	10～12年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、その利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は保有しておりません。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 6．貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 7．賞与引当金の計上方法

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

### 8．退職給付引当金の計上方法

企業年金制度として確定拠出型企業年金制度及び確定給付型企業年金基金制度（キャッシュバランプラン）を採用しております。従業員の退職給付に備えるため、第9期事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、第9期事業年度末では退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を年金資産が超過する状態のため、当該超過額191百万円は固定資産の「長期前払費用」に含めて表示しております。

### 9．ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処

理によっております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

第9期事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第9期事業年度 (平成24年3月31日)	
1 担保に供している資産 出資先の金融機関からの借入金残高3,640百万円に 対し、関係会社株式274百万円(期末帳簿価額)を物 上保証に供しております。	
2 有形固定資産の減価償却累計額	1,481百万円
3 保証債務	133,965百万円
4 輸出為替手形割引高 輸出為替手形割引高には、信用状のない輸出手形割 引高26,827百万円が含まれております。	39,125百万円
5 名義貸借取引に係る遡及義務 特定の仕入先との取引において一部の子会社に対 し当社の名義を貸与しており、子会社は当社の名義 で取引を実施しています。これらの取引に係る子会 社の買掛債務の当期末残高は48,320百万円となっ ております。	
6 関係会社に対する短期金銭債権	165,719百万円
7 関係会社に対する長期金銭債権	200百万円
8 関係会社に対する短期金銭債務	31,886百万円

(損益計算書関係)

第9期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1 関係会社との取引高	
売上高	419,346百万円
当期商品仕入高	98,925百万円
受取配当金	10,503百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第9期事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	増加	減少	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	2,000,000	-	-	2,000,000

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	9,400	4,700	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(1株当たり情報)

第9期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	92,870円08銭
1株当たり当期純利益金額	7,419円38銭

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年12月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	7,518(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	7,518		
所有株券等の合計数	7,518		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」は、小規模所有者が所有する株券等の議決権33個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 対象者によれば、特別関係者である対象者は、対象者普通株式1,027,242株を保有しておりますが、全て自己株式であり議決権がないため、所有する株券等の数は0個としております。

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年12月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	7,403(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	7,403		
所有株券等の合計数	7,403		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年12月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	115 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	115		
所有株券等の合計数	115		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」は、小規模所有者が所有する株券等の議決権33個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 対象者によれば、特別関係者である対象者は、対象者普通株式1,027,242株を保有しておりますが、全て自己株式であり議決権がないため、所有する株券等の数は0個としております。

( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年12月21日現在)

氏名又は名称	株式会社エムオーテック
住所又は所在地	東京都港区三田1丁目4番28号
職業又は事業の内容	建築基礎工事用仮設材の賃貸、販売等
連絡先	連絡者 株式会社エムオーテック 常務取締役 谷口 孝夫 連絡場所 東京都港区三田1丁目4番28号 三田国際ビル 電話番号 03-5445-7800 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	鈴木 徹男
住所又は所在地	東京都港区三田1丁目4番28号 (株式会社エムオーテックの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社エムオーテック 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社エムオーテック 常務取締役 谷口 孝夫 連絡場所 東京都港区三田1丁目4番28号 三田国際ビル 電話番号 03-5445-7800 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者と特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	齋藤 正男
住所又は所在地	東京都港区三田1丁目4番28号 (株式会社エムオーテックの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社エムオーテック 取締役副社長
連絡先	連絡者 株式会社エムオーテック 常務取締役 谷口 孝夫 連絡場所 東京都港区三田1丁目4番28号 三田国際ビル 電話番号 03-5445-7800(代表)
公開買付者との関係	公開買付者と特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	谷口 孝夫
住所又は所在地	東京都港区三田1丁目4番28号 (株式会社エムオーテックの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社エムオーテック 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社エムオーテック 常務取締役 谷口 孝夫 連絡場所 東京都港区三田1丁目4番28号 三田国際ビル 電話番号 03-5445-7800(代表)
公開買付者との関係	公開買付者と特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	谷内田 真
住所又は所在地	東京都港区三田1丁目4番28号 (株式会社エムオーテックの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社エムオーテック 取締役執行役員
連絡先	連絡者 株式会社エムオーテック 常務取締役 谷口 孝夫 連絡場所 東京都港区三田1丁目4番28号 三田国際ビル 電話番号 03-5445-7800(代表)
公開買付者との関係	公開買付者と特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	山村 雅裕
住所又は所在地	東京都港区三田1丁目4番28号 (株式会社エムオーテックの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社エムオーテック 取締役執行役員
連絡先	連絡者 株式会社エムオーテック 常務取締役 谷口 孝夫 連絡場所 東京都港区三田1丁目4番28号 三田国際ビル 電話番号 03-5445-7800(代表)
公開買付者との関係	公開買付者と特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	岬 武
住所又は所在地	東京都港区三田1丁目4番28号 (株式会社エムオーテックの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社エムオーテック 取締役執行役員
連絡先	連絡者 株式会社エムオーテック 常務取締役 谷口 孝夫 連絡場所 東京都港区三田1丁目4番28号 三田国際ビル 電話番号 03-5445-7800(代表)
公開買付者との関係	公開買付者と特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

株式会社エムオーテック

(平成24年12月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 対象者によれば、特別関係者である対象者は、対象者普通株式1,027,242株を保有しておりますが、全て自己株式であり議決権がないため、所有する株券等の数は0個としております。

鈴木 徹男

(平成24年12月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	13		
所有株券等の合計数	13		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 鈴木徹男は小規模所有者に該当するため、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、エムオーテック役員持株会における持分に相当する議決権の数7個を含めております。

齋藤 正男

(平成24年12月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	32(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	32		
所有株券等の合計数	32		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、エムオーテック役員持株会における持分に相当する議決権の数5個を含めておりません。

谷口 孝夫

(平成24年12月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	24		
所有株券等の合計数	24		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、エムオーテック役員持株会における持分に相当する議決権の数3個を含めておりません。

谷内田 真

(平成24年12月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 谷内田真は小規模所有者に該当するため、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、エムオーテック役員持株会における持分に相当する議決権の数2個を含めております。

山村 雅裕

(平成24年12月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	26		
所有株券等の合計数	26		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、エムオーテック役員持株会における持分に相当する議決権の数1個を含めております。

岬 武

(平成24年12月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 岬武は小規模所有者に該当するため、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、エムオーテック役員持株会における持分に相当する議決権の数2個を含めております。

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

### 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

公開買付者と対象者又はその役員との間の取引は存在ませんが、対象者との間で、重要な取引を行っている公開買付者の子会社は存在します（注）。当該子会社の対象者に対する商品の販売取引及び対象者からの商品の仕入取引の最近の3事業年度における取引金額の合計額の概算は以下のとおりです。

（注）重要な取引を行っている公開買付者の子会社は、株式会社メタルワン建材、株式会社メタルワン北海道、株式会社メタルワン四国、株式会社メタルワン建材西日本及び株式会社メタルワン九州であり、いずれも公開買付者が、直接又は間接にその議決権の100%を保有している会社です。

（単位：百万円）

期別	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
対象者に対する商品の販売取引	3,377	1,067	3,108
対象者からの商品の仕入取引	420	421	235

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者によれば、対象者は、トーマツから取得した株式価値算定書、TMIから得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを通じて、対象者が当社と資本関係を強化することで、当社が中期経営計画の一環として当社グループにおいて建材・冷鉄源事業を一元的に推進する体制としている中で、メタルワン建材を含む当社グループとの関係をより緊密にすることにより、当社グループの一員として建材・冷鉄源事業及び重仮設事業の拡大を図り、対象者の企業価値を拡大することが可能となるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年12月20日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

また、上記取締役会には吉岡知之氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の監査役の吉岡知之氏は、当社の従業員を兼職しており、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

### 2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第二部						
	月別	平成24年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価	189	203	183	180	177	180	197
最低株価	176	179	175	170	166	166	173

(注) 平成24年12月については、平成24年12月20日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	
所有株式数 （単元）	-	-	-	-	-	-	-	-	
所有株式数の 割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	

( 2 ) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

( 1 ) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第58期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月28日関東財務局長に提出  
事業年度 第59期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第60期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社エムオーテック 本店  
(東京都港区三田1丁目4番28号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社エムオーテック 札幌支店  
(札幌市中央区北1条西2丁目1番地(札幌時計台ビル))

株式会社エムオーテック 東北支店  
(仙台市青葉区一番町2丁目4番1号(仙台興和ビル))

株式会社エムオーテック 北陸支店  
(新潟市中央区万代2丁目3番16号(リバービューSD))

株式会社エムオーテック 名古屋支店  
(名古屋市中区錦2丁目15番15号(豊島ビル))

株式会社エムオーテック 大阪支店  
(大阪市北区堂島1丁目1番5号(梅田新道ビル))

株式会社エムオーテック 広島支店  
(広島市中区大手町2丁目8番4号(パークサイドビル))

株式会社エムオーテック 福岡支店  
(福岡市博多区冷泉町5番32号(オーシャン博多ビル))

札幌支店・東北支店・北陸支店・広島支店及び福岡支店は金融商品取引法の縦覧場所ではありませんが、対象者は、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

5 【その他】

対象者は、平成24年12月20日開催の取締役会において、本公開買付けが成立し、かつ応募比率が2分の1以上(応募株式数にして5,217,344株以上)に達することを条件に、平成25年3月期の剰余金の配当(期末配当)を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が公表した平成24年12月20日付「平成25年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。